

徳島県規則第三十号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則を次のように定める。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（令和三年徳島県規則第四十九号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和五年五月十七日から施行する。